漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申込証拠金） **第二十条**　法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第四号に規定する申込みに係る共済契約とする。 （共済証書の記載事項） **第二十七条**　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。 一　（略） 二　養殖共済にあつては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） ニ　ホに規定する養殖業以外の養殖業にあつては、単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。） ホ　内水面において営む養殖業にあつては、事業場の所在地 ヘ～リ　（略） 三・四　（略） 2　（略） **第五十六条及び第五十七条**　削除 （疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法） **第五十八条**　養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第十号まで、第十二号から第二十六号まで、第三十三号から第三十六号まで及び第四十一号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。	（申込証拠金） **第二十条**　法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第三号に規定する申込みに係る共済契約とする。 （共済証書の記載事項） **第二十七条**　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。 一　（略） 二　養殖共済にあつては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） ニ　単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。） （新設） ホ～チ　（略） 三・四　（略） 2　（略） **第五十六条から第五十八条まで**　削除 （疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法） **第五十九条**　養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第二十五号まで及び第三十二号から第三十五号までに掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

養殖業の種類	疾病
（略）	（略）
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	（略）

養殖業の種類	疾病
（略）	（略）
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十一号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十二号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	（略）